

# むさしの自治会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、昭島市むさしの自治会と称する。
- 第2条 本会は、事務所を昭島市中神町 1364-46 の自治会集会所に置く。
- 第3条 本会は、会員相互の親睦をはかり、明るく住みよい町づくりに寄与することを目的とする。

## 第2章 会 員

- 第4条 会員は、むさしの地区の居住者及び在勤者とする。
- 第5条 会員は、一般会員と、シルバー会員とする。  
シルバー会員は、毎年度、4月1日の時点で70才以上の方のみの世帯とし、それ以外は、一般会員とする。

## 第3章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置き、役員の任期は、2ケ年として留任を妨げない。又、役員に欠員を生じた時は、直ちに補欠役員を選出し、任期は残余期間とする。

会 長	1名	副会長	若干名
会 計	1名	相談役	若干名
会計監査役	2名		

他に必要と認めた場合は、役員会又は総会で決定する。

- 第7条 会長及び会計監査役は、総会の互選により選出し、副会長及び会計並びに相談役は、新会長が指名する。

- 第8条 役員の仕事

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時は、会長を代行する。
- 3 会計は、自治会経理に関する一切の業務をする。
- 4 相談役は、会長の要請により、会務に関する相談に応じる。
- 5 会計監査は、年1回会計年度終了後速やかに行う。  
必要と認めた時は、随時監査を行う。

- 第9条 班長は、各班毎に現役員を除き、一般会員の中から互選され、任期は、各班毎に任意に定めるものとする。但し最少任期期間は6ヶ月とする。但し、やむをえない事情のある場合は、現班長の判断により班長の役を免ずることが出来る。現

班長は、本件に関して担当副会長に相談することが出来る。また、シルバー会員であっても、班長に選ばれることが出来る。

#### 第10条 班長の任務

- 1 会費、特別寄付金の徴収
- 2 総会招集の伝達
- 3 広報等の回覧配布
- 4 その他、会長が必要と認めた事項

### 第4章 会 議

第11条 会議は、総会及び役員会とする。

第12条 定時総会は、年1回会長が招集する。但し、役員会が必要と認めた時は、臨時総会を招集することができる。

第13条 役員会は、会長、副会長及び会計により構成し、会長が必要と認めた時に、招集する。

第14条 役員会の議事は、役員の2分の1以上の出席を要し、出席者の過半数で決定する。可否同数の場合は会長が決定する。

第15条 下記の事項は、役員会の議決を経なければならない。

- 1 本会の事業の立案企画
- 2 予算の編成
- 3 寄付金の受領

第16条 総会に附議すべき事項

- 1 事業の報告
- 2 事業の計画
- 3 決算の報告
- 4 予算の計画
- 5 会則の改廃

第17条 総会の議事

- 1 総会は、会員数の過半数の出席（委任状を含む）により成立する。
- 2 総会の議事は、出席会員の過半数により決定する。

### 第5章 会計、その他

第18条 本会の経費は、会費並びに特別収入金により賄う。

第19条 本会の経費は、会員相互の親睦を図り、明るく住みよい町づくり運営のため

に充当されるものとする。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第21条 本会の会費及び納入時期は、次のとおりとする。

1 会費は次のとおりとする。

一般会員 年間 3,600 円

シルバー会員 年間 1,800 円

2 納入時期

原則として年額一括納入とする。但し、会長が認めた場合、分割納入ができる。

3 新入会の場合は、入会金 300 円とし、会計年度の中途に入会される場合の会費は、月額（一般会員は 300 円、シルバー会員は 150 円）の残月数とする。

4 生活保護法の適用を受けている会員の会費は免除する。

第22条 本会の会費は会印を以て、会計が銀行又は郵便局に預け入れるものとする。

第23条 会費の支出は、会長の承認を得て、会計が支出する。

第24条 会員は、会計帳簿をみることができる。

第25条 自治会の活動を充実させるために、部会を置くことができる。

第26条 部会の会計監査は、自治会長及び会計が行う。

第27条 会員が死亡した場合、下記の通り弔慰金を支給する。

1 世帯主（自治会名簿記載者） 5,000 円

2 その他 3,000 円

第28条 不慮の災害に対する見舞金

その都度協議決定する。

付則

本会則は昭和58年4月1日より施行する。

平成2年4月1日一部改正

平成3年5月18日一部改正

平成16年4月17日一部改正

平成18年4月15日一部改正

平成21年4月19日一部改正